

令和7年度弘前市浄化槽設置整備事業費補助金交付について

弘前市では、合併処理浄化槽の設置を促進して生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、川や海などの生活環境を守るため、浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内において、当該浄化槽を設置する方に対し補助金を交付します。

○交付対象者

次の区域以外に住宅（一軒家の専用住宅、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅をいう。以下同じ。）を新築する、若しくは保有または賃借している個人で、合併処理浄化槽を新設する方若しくは使用中の単独処理浄化槽または汲取便槽を合併処理浄化槽へ転換する方。

- ・下水道の処理区域
- ・下水道の予定処理区域
- ・農業集落排水処理施設の処理区域

ただし、次の方は対象になりません。

- ・浄化槽設置等の届出審査または建築確認を受けずに設置する方
- ・小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき保証登録がされた合併処理浄化槽以外の浄化槽を設置する方
- ・住宅を借りていて、賃貸人の承諾を得られない方
- ・市税等を滞納している方
- ・販売目的で合併処理浄化槽付き住宅を建築する方
- ・既に合併処理浄化槽を設置している方
- ・国庫補助指針に適合しない浄化槽を設置する方

○対象となる浄化槽

処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽で、BOD除去率が90%以上、放流水のBOD20mg/l（日間平均値）以下の機能を持ち、国の補助指針に適合するものに限ります。

○補助金の額

以下の①及び②に定める額の合計額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内の額とします。

①合併処理浄化槽の設置費

設置に要する実際の支出額、または、次の表の人槽区分（併用住宅については、居住の用に供する分のみが対象。）の定める限度額のいずれか少ない方の額

人槽区分	5人槽
限度額	390,000円

②単独処理浄化槽または汲取便槽の撤去費・宅内配管工事費

単独処理浄化槽または汲取便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に限り、工事に要する実際の支出額、または、次の表に定める限度額のいずれか少ない方の額

工事区分	単独処理浄化槽の撤去費	汲取便槽の撤去費	宅内配管工事費
限度額	120,000円	90,000円	300,000円

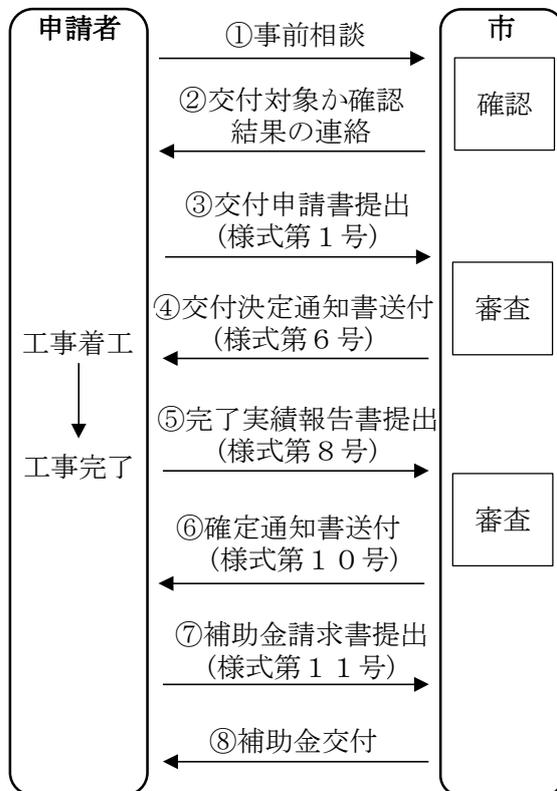
○条件

補助金交付にあたり、次のような条件が付されます。

- ・ 工事は市内業者に発注する必要があります。
- ・ 設置後3年間は法に定める水質検査結果を市へ提出する必要があります。
- ・ 合併処理浄化槽が正常に稼働するよう法に定める保守点検及び清掃を行う必要があります。
- ・ 補助事業の状況、経費の収支等の書類・帳簿を指定された期間、保管する必要があります。

○手続き

手続きの流れは次の図の通りです。



問い合わせ先
弘前市市民生活部環境課環境保全係
TEL : 0172-36-0677